

名古屋市告示第29号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和8年1月26日

名古屋市長 広沢一郎

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
特定非営利活動法人かい 名古屋市西区花の木三丁目17番14号	相談支援事業所ねつと 名古屋市西区花の木三丁目17番14号	一般相談支援 特定相談支援	2330200359	令和7年 11月1日
		障害児相談支援	2370200343	令和7年 11月1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課